

宣言 Declaration

言語の権利に関する世界宣言

序

1996年6月6日から9日にかけてバルセロナに参集した、現「言語の権利に関する世界宣言」の調印者である研究機関及び非政府組織は、

その前文に於いて「基本的人権、人格の尊厳と価値、及び男女の権利の平等に対する誓約」を肯定し、その第2条に於いて「人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治その他の見解、国あるいは社会的出身、経済的地位、出生、その他のいかなる状態」の相違を区別することなく「万人が全ての権利と全ての自由を有する」ことを制定している、1948年の「世界人権宣言」を考慮して；

その前文に於いて「全ての市民的、政治的権利と同様に経済的、社会的、文化的権利を享受することが許されるような状況が作られない限り、人間は自由になることはできない」と要望している、1966年12月16日の「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（第27条）及び同日の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を考慮して；

「国家的、人種的、宗教的、言語的少数者に属する人々の権利に関する宣言」を採択した、1992年12月18日の国連総会に於ける決議47/135を考慮して；

1950年11月4日の「人権と基本的自由のためのヨーロッパ代表者会議」（第14条）、「地域的ないし少数者言語の権利の保護に関するヨーロッパ憲章」を承認した1992年6月29日の「ヨーロッパ議会の閣僚評議会の代表者会議」、国家的少数者に関する1993年10月9日の「ヨーロッパ議会首脳宣言」、1994年11月の「国家的少数者の保護に関する枠組代表者会議」に於けるヨーロッパ議会の宣言ならびに協定を考慮して；

国際ペンクラブの「サンティアゴ・デ・コンポステラ宣言」、ならびに言語の権利に関する世界会議の実現のための提案に関する国際ペンクラブの「翻訳及び言語の権利に関する委員会」の1993年12月15日の宣言を考慮して；

1987年10月9日のブラジルの「レシフェ宣言」の中で、「文化間交流発展のための国際協会」の第12回セミナーが、国連に対して、「言語の権利に関する世界宣言」を可決して施行するための必要な手段を講じるよう勧告したことを考慮して；

独立国に於ける先住民族に関する、1989年6月26日の国際労働機関の協定169を考慮して；
「いかなる民族も、自身の文化、言語、組織化の規範を表現し発展させ、そのため、異なる政治的枠組みに於いて、政治、教育、通信及び公的管理のための固有の体制を自らが採りうる権利を有している」ことを宣言している、1990年5月にバルセロナで採択された「民族の集团的権利に関する世界宣言」を考慮して；

「言語の権利は個人の基本的権利と看做すべきである」と勧告し、1991年8月16日にハンガリーのペチで、現代語教師の国際連盟の総会によって採択された「最終宣言」を考慮して；

「個人的権利は集团的権利の光の下で価値を有する」と宣言している「先住民族の権利に関する宣言」の草稿に関する、1994年4月21日の国連経済社会会議の人権委員会の報告を考慮して；

1995年9月18日の第1278分科会で承認された「先住民族の権利に関するインターアメリカ人権委員会宣言」の草案を考慮して；

世界中の危機に瀕している言語の大多数は主権を有しない民族に属していること、またこれらの言語の発達を疎外し、言語の交替の進行を促進させている主要な要因は、彼等の自治の欠如、及び他の政治行政構造及び他の言語を強いる国家の政策に存する、ということに留意して；

侵略、植民地化及び征服は、政治的、経済的、社会的従属の場合と同様に、異なる言語の直接的な使用の強制、あるいは少なくとも、彼等自身の言語に対する価値評価の歪曲、及びその言語使用者の

自己の言語への忠誠に影響を与えるような階層化された言語的態度の出現をしばしば引き起こす，ということに留意して；さらに，このような動機によって，その後主権を獲得した民族の言語が，過去の植民地あるいは帝国主義権力によって使用されていた言語を優先するという政策によって，言語の代替の過程に陥っている，ということに留意して；

普遍主義は，等質化の傾向，及び排外的孤立の傾向双方を共に克服するような，言語的及び文化的多様性という概念に基礎付けられなければならない，ということに留意して；

言語共同体同士の共存を可能ならしめるためには，全ての言語の振興，尊重，公的社会的及び私的使用を保証することを可能とするような，全世界規模の原則を見出す必要がある，ということに留意して；

言語外に属する様々な要因（歴史的，政治的，領土的，人口動態的，経済的，社会文化的，社会言語的，及び集团的態度による要因）によって，数多くの言語の消滅，辺縁化及び衰退を引き起こした様々な問題が生じており，そのため，すべての場合に適切な解決策を適用可能とするため，言語の諸権利は全世界的視点に立って考慮されねばならない，ということに留意して；

全ての言語の尊重と十分な発展とを保証し，また社会的共存の主要因としての，全世界的に公正で適切な言語的平和のための諸原則を確立するような方法によって，言語的不均衡を矯正することを可能とするような「言語の権利に関する世界宣言」が必要である，ということに留意して；

我々は宣言する

前 文

各々の言語が置かれている状況は、上記のように、非常に広範囲に渡る要因の影響、相互作用の結果による。つまり、政治及び法的；イデオロギー的及び歴史的；人口動態的及び領土的；経済的及び社会的；文化的；言語的及び社会言語的；言語間的；及び主観的要因による。

具体的には、現在の状況は以下の点によって規定されている。

- ・多様性を減少させ、文化の多元性、言語の多元主義に対立する態度を促すような、ほとんどの国に於ける長年に渡る単一化への傾向。
- ・各々の言語共同体の内的な結合を保証している相互関係の拡がり、ならびに相互作用の形態を混乱させてしまうような、経済、及びそれに起因する、情報、通信、文化の市場の世界化の過程。
- ・自由化を進歩と、また競争に凌ぎを削る個人主義を自由と看做すことを装い、それによって経済的、社会的、文化的、言語的、深刻で増大する不公平を産み出している多国籍経済集団によって推進されている経済の成長モデル。

政治的自治の欠如によって、部分的あるいは全体的に散在することによる人口減少によって、不安定な経済によって、規範化されていない言語によって、あるいは支配的モデルと対立する文化モデルによって、現在多くの言語共同体が危機に晒されているが、以下の基本的目標が考慮に入れられなければ、これら多くの言語は存続することも発展することも不可能であろう。

- ・政治的観点からは、このような言語共同体がこの新しい成長モデルに効果的に参加することを可能にするような、言語的多様性の組織化を想定すること。
- ・文化的観点からは、世界的な情報伝達空間を、全ての民族、全ての言語共同体、全ての個人の、発展の過程への公平な参加に、十分に適合するようにすること。
- ・経済的観点からは、全ての人々の参加の上に、また社会間の生態学的な調和の尊重、及び全ての言語と文化の公平な関係の尊重の上に、持続的な発展を基礎づけること。

これら全ての理由により、この宣言は、国家ではなく個々の言語共同体を議論の出発点とし、全ての人間にとって公平で持続的な発展を保証ならしめるような国際的諸制度を強化するという枠組みの中で起草されており、そして共存、及び相互尊重と相互利益の基礎の上に、言語的多様性のための政治的な枠組みの組織化を擁護することを目的としている。

予 備 篇 概念規定

第1条

1. この宣言は、認知されているか否かを問わず、特定の地域的空間に於いて歴史的に定着し、一つの民族として自覚し、構成員相互の自然な交流及び文化的統合の手段として共通な言語を発達させた、いかなる人間社会も「言語共同体」として理解する。「ある地域の固有言語」という用語は、その地域に歴史的に定着した共同体の言語を指す。

2. この宣言は、言語の権利は同時に個人的かつ集団的であるとの原則を出発点とし、その地域空間がかってその言語共同体が生活していた地理的領域を指すのみでなく、その言語が十分に発展するのに必要な社会的機能的空間を指すことも含め、自らの地域空間に存在した歴史的言語共同体の場合を、言語の諸権利の十全なる参照として、採用することとする。これを参照することによって、本条第5項に示される言語集団及び本来の共同体の地域の外にいる個人に該当する権利を、種々の段階と連続のもとに、規定できる。

3. この宣言の目的に供するため、以下のものも同様に、その固有の地域に存在し、かつある言語共同体に属している集団として理解される：

- 1) その言語共同体の中心から、政治的あるいは行政的境界によって隔てられている集団の場合；
- 2) 異なる言語共同体によって囲まれることによって、減少してしまった地理的空間に、歴史的に定着していた集団の場合；
- 3) あるいは、同じ歴史的先駆を有するが現在は異なる言語共同体になってしまっている構成員と共有する地理的空間に、歴史的に定着していた集団の場合。
4. この宣言の目的に供するため、移動後の地域に定着した遊動民族、あるいは散在して定着した民族も、歴史的にその固有の地域に存在する言語共同体と看做される。
5. この宣言は、同じ言語を共有し、また移民、難民、追放者あるいは四散の民の構成員という様々な場合に生じるような、歴史的先駆を共有しない、異なる言語共同体の地域空間に定着してしまったいかなる人間集団も、「言語的集団」と認める。

第2条

1. この宣言は、異なる言語共同体、言語集団が一つの地域に併存するいかなる場合に於いても、この宣言に定められた諸権利の行使が、相互の尊重と最大限の民主的な保証のもとに、実行されなければならないと考える。

2. 十分な社会言語的均衡を達成するため、つまり、一部分を構成するこれら様々な言語共同体、集団及び個人の各々の権利の間に適切な区分を設けるため、その歴史的先駆及び民主的に表明されるその意思以外に、補償の目的で再均衡化の方策を要請するような様々な要因、つまり異なる共同体、集団との共存に至らしめられた移民の強制的性質、あるいはその政治的、社会経済的、文化的脆弱性の程度を、考慮に入れなければならない。

第3条

1. この宣言は、以下のものを、いかなる状況に於いても行使さるべき、不可侵の個人的権利と看做す：

- ・ある言語共同体の一員として認知される権利；
- ・私的にも公的にもその言語を使用する権利；
- ・固有の名称を使用する権利；
- ・自らが本来属している言語共同体の他の構成員と接触し、交流する権利；
- ・固有の文化を維持し発展させる権利；

及び1966年12月16日の「市民的及び政治権利に関する国際規約」ならびに同日の「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」に於いて認められた言語に関するその他全ての権利。

2. この宣言は、言語集団の集団的言語の権利が、前項の構成員に設定された権利以外に、第2条第2項で述べられた状況と一致する、以下のものを含むものと看做す。

- ・固有の言語、文化を教える権利；
- ・文化的サービスを利用する権利；
- ・通信手段の中に、その集団の言語及び文化が公平に存在する権利；
- ・公的機関及び社会経済的交渉の場に於いて、その言語によって応対を受ける権利。

3. 前述の個人的及び集団的言語の権利は、これらの人々が受け入れ言語共同体と接触し、それに統合されることについて、いかなる障害にもなってはならず、またその共同体あるいはその構成員が、その地域内のあらゆる場に於いて、固有の言語の公的使用を十分に行う権利を制限することがあってはならない。

第4条

1. この宣言は、固有の言語とは異なる言語共同体の地域に移動し定着した人々が、そこに於いて「統合」の関係を維持する権利と義務を有すると考える。「統合」とは、これらの人々が、本来の文化的

性質を保持でき、しかしながら、受け入れ共同体の構成員が受ける困難とさほど変わらず、全面的に社会的役割を果たせるよう、これらの人々の典拠、価値、行動様式を十分に受け入れる社会と、本来の文化的性質を共有するという方法に於いて、二次的に社会化することを意味する。

2. この宣言は、その反面、これらの人々の本来の文化的性質を、受け入れ社会の固有の典拠、価値、行動様式でもって置き換える方法で、これらの人々を受け入れ社会の中に文化適応させる、という意味での「同化」が、完全な自由選択の結果を除いて、いかなる場合に於いても強制され、誘導されることがあってはならないと考える。

第5条

この宣言は、全ての言語共同体の権利は平等であり、公的、地域的あるいは少数者の言語であるといった司法あるいは政治的判断とは独立している、という原則に立脚している。たとえある場合には少数者の言語あるいは地域言語と認識されることが、ある権利の行使を促進させることがあっても、ある言語共同体の権利を制限するために支配的言語が使用されることが頻繁に見られるので、この文書に於いて、地域言語あるいは少数者の言語という用語は採用されない。

第6条

この宣言は、一つの言語が、国家の公的言語であるという事実をもってして、あるいは行政または文化活動の言語としてこの地域で使用されていた伝統があるということをもってして、一つの地域の唯一で固有の言語と看做される、ということ拒否する。

第一篇 一般原則

第7条

1. 全ての言語は、集団的自己同一性の表現であり、現実を知覚し記述する特有の方法の表現である。そのため、全ての機能に於いて、その発展に必要な条件を享受することが可能でなくてはならない。
2. 各々の言語は、集団的に構成された実体であり、一つの共同体の中に於いて、結合、同一、通信、創造的表現の道具として、個人的使用のために利用可能となったものである。

第8条

1. 全ての言語共同体は、全ての社会的活動に於いて、その言語を使用することを可能とするための固有の財源を組織化し、管理する権利を有する。
2. 全ての言語共同体は、その言語が将来に渡り伝達され、継続されることを可能とするための必要な手段を講じる権利を有する。

第9条

全ての言語共同体は、誘導または支配的干渉なしに、その言語体系を規範化し、標準化し、維持し、発展させ、振興させる権利を有する。

第10条

1. 全ての言語共同体は、権利に於いて平等である。
2. この宣言は、一方では、政治的主権の程度、社会的経済的その他いかなる判断による状況という基準によっても、他方では、その言語が達成した規範化、活性化、近代化の水準という基準によっても、言語共同体を差別することは認められないと考える。
3. 平等の原則を適用するに際し、この平等が有効となり得るためのあらゆる手段を講じる必要がある。

第11条

全ての言語共同体は、この宣言がとりまとめた言語の権利の行使を保証する、他の言語への、あるいは他の言語からの翻訳の手段を享受する権利を有する。

第12条

1. 公の場に於いて、その居住する地域の固有言語であるならば、何人もその言語によって全ての活動を発展させる権利を有する。
2. 私的あるいは家族的な場に於いて、何人もその言語を使用する権利を有する。

第13条

1. 何人も、その居住する地域の固有言語に関する知識を得る権利を有する。
2. その地域に固有の言語を公的に使用するため、この宣言の中で確立され保証された権利を損なうことなしに、何人も、多言語使用の権利を有し、個人的発展と社会的流動性を得るため、より適切な言語を知り、使用する権利を有する。

第14条

この宣言の条項は、その固有の地域の中でその言語の使用がより望ましいような、国内あるいは国際的体制に由来するいかなる規範及び実践に対抗するために、解釈され、あるいは利用されてはならない。

第 二 篇 言語制度全般

第一部：公共行政と公的機関

第 1 5 条

1. 全ての言語共同体は、その地域に於いてその言語が公式言語として使用される権利を有する。
2. 全ての言語共同体は、その地域に固有の言語によって行われる、司法及び行政に於ける活動、公的私的文書、及び公的登録の記録が、法的に有効でかつ効力を持ち得る権利を有し、何人もこの言語に無知であると申し立てることは出来ない。

第 1 6 条

言語共同体の全ての構成員は、公権力の機関、あるいはその言語の固有の地域が所属している中央、地方、地域、地域外行政区域に於いて、その言語によって、通達され、応対を受ける権利を有する。

第 1 7 条

1. 全ての言語共同体は、その言語固有の地域に関わる交渉のための全ての公式文書を、その印刷、電子的あるいはその他形態の如何に拘わらず、その言語によって利用し、入手する権利を有する。
2. 公権力は、書類、印刷文書、標準行政文書を、その印刷、電子的あるいはその他形態の如何に拘わらず、地域の言語によって利用可能としなければならず、その言語固有の地域に関わる行政サービスに於いて、公的機関にそれらを提供しなければならない。

第 1 8 条

1. 全ての言語共同体は、自らに関わる法律及び法的条項を地域固有の言語によって公布する権利を有する。
2. 公権力は、その行政区域に於いて、地域の歴史的な言語以外に複数の言語を有する場合、ある言語を話す者が他の言語を理解するか否かに拘わらず、法律及び法的条項を、これらの言語に共通する性質を踏まえて公布しなければならない。

第 1 9 条

1. 代議員による議会は、代表を勤める地域に於いて歴史的に話されてきた言語あるいは諸言語を公式言語として採用しなければならない。
2. この権利は、第 1 条第 4 項に於いて言及されている、散在して定着した共同体の言語にも該当する。

第 2 0 条

1. 何人も、裁判の法廷に於いて、その地域に定着して、歴史的に話されてきた言語を、口述及び筆記に於いて、使用する権利を有する。法廷は、その地域内での訴訟に於いては、地域固有の言語を使用しなければならない、もし国家の法律体系の理由によって、その本来の場所外に於いて手続きが継続される場合、本来の言語の使用を維持しなければならない。
2. いかなる場合に於いても、何人も、本人に理解でき、話すことが可能な言語によって判決を受け、あるいは負担なく通訳を得る権利を有する。

第 2 1 条

全ての言語共同体は、その地域固有の言語を用いて、公的な登録の記録を為す権利を有する。

第 2 2 条

全ての言語共同体は、公証人による文書、あるいは権限を付与された公務員によって認定された文書が、公証人あるいは認定を為した公務員がその仕事を遂行した地域に於ける固有の言語によって編集を為される権利を有する。

第二部：教育

第 2 3 条

1. 教育は、その施行される地域に存する言語共同体に於ける言語的文化的自己表現の能力を育成することに貢献しなければならない。
2. 教育は、その施行される地域に存する言語共同体によって話される言語の維持及び発展に貢献しなければならない。
3. 教育は、言語及び文化の多様性、ならびに全世界の異なる言語共同体間の協調的關係に、常に寄与しなければならない。
4. 前述の諸原則を背景として、何人もいかなる言語を習得する権利を有する。

第24条

全ての言語共同体は、その地域内部に於ける教育の全ての水準、すなわち未就学期、小学校、中学校、技術及び専門学校、大学、及び成人教育に於いて、伝達言語として、学習の目的として、その言語をどの程度関与させるべきかを決定する権利を有する。

第25条

全ての言語共同体は、その地域内部に於ける教育の全ての水準、すなわち適切に訓練された教師、適切な教育方法、教科書、予算、建物及び設備、伝統的ならびに革新的な技術的手段に於いて、希望する水準までその言語が関与できるよう必要とされる、全ての人的物的資源を利用可能とする権利を有する。

第26条

全ての言語共同体は、全ての構成員が、日常使用の全ての領域に於ける、他の様々な能力と共に、その固有の言語の完全な習熟を達成することを可能とする教育を受け、知りたいと望むいかなる他の言語についても、十分な習熟を達成することを可能とする教育を受ける権利を有する。

第27条

全ての言語共同体は、全ての構成員が、その共同体でかつて日常的に使用され、文学的あるいは宗教的言語として固有の文化的伝統に関わる言語について、知識を得ることを可能とする教育を受ける権利を有する。

第28条

全ての言語共同体は、全ての構成員が、その文化的遺産（歴史、地理、文学、その他の固有文化の表出）について深い知識を得ることを可能とする教育を受け、又、知りたいと望むいかなる他の文化についても、最大限の熟知を得ることを可能とする教育を受ける権利を有する。

第29条

1. 全ての個人は皆、その居住する地域固有の言語で教育を受ける権利を有する。
2. この権利は、他の言語共同体との通信手段として役立ついかなる言語についても、口述及び筆記の知識を得る権利を排斥するものではない。

第30条

いずれの言語共同体の言語及び文化も、大学の水準に於ける学習及び研究の対象とされなければならない。

第三部：固有名称

第31条

全ての言語共同体は、その全ての領域内のあらゆる機会に於いて、その固有の命名法を維持し、使用する権利を有する。

第32条

1. 全ての言語共同体は、口述及び筆記の使用に於いて、また私的、公的及び公式の場に於いて、地域固有の言語による地名を使用する権利を有する。
2. 全ての言語共同体は、その地域固有の地名を設定し、保持し、改訂する権利を有する。この名称は、政治的状況あるいはその他の変化によって、恣意的に廃止され、変更され、改変され、あるいは代替されることがあってはならない。

第33条

全ての言語共同体は、その自らの言語で命名される権利を有する。従って、他言語へ翻訳されるいかなる場合に於いても、曖昧であったり軽蔑的な命名であってはならない。

第34条

人は皆、全ての場に於いてその固有の言語による呼称を使用する権利を有し、又、適切な場合に於いては、他の言語の筆記法を用いても、最も正確な音声的転写が為される権利を有する。

第四部：通信手段及び新技術

第35条

全ての言語共同体は、使用される流布あるいは伝達の方法の如何に拘わらず、局地的で伝統的手段

か、より広域で最新の技術による手段かを問わず、その地域の通信手段として、その言語をどの程度関与させるべきかを決定する権利を有する。

第36条

全ての言語共同体は、その地域の情報伝達手段として、希望する水準までその言語が関与し、文化的自己表現が行われるために必要な全ての人的物的手段、すなわち適切に訓練された人材、予算、建物及び設備、伝統的ならびに革新的な技術を利用可能とする権利を有する。

第37条

全ての言語共同体は、通信手段を介して、その文化的遺産（歴史、地理、文学、その他の固有文化の表出）について深い知識を受け取る権利を有し、又、その構成員が知りたいと望むいかなる他の文化についても、最大限に情報を受け取る権利を有する。

第38条

全ての言語共同体に於ける、いかなる言語及び文化も、全世界の通信手段の内容に於いて、公正で非差別的な取り扱いを受けなければならない。

第39条

この宣言の第1条第3項及び第4項に記載された共同体、及び第5項で言及された集団は、定着した地域、あるいは移動先の地域の通信手段に於いて、その言語が公正に反映される権利を有する。この権利の行使は、同一地域の他の言語集団及び共同体の固有の権利と調和しなければならない。

第40条

全ての言語共同体は、情報技術の分野に於いて、自己表現、教育、通信、翻訳、並びに情報処理と文化の流布全般のために供される、これらの技術に潜在する可能性を最大限に活用し得る為に、その言語体系に適合したコンピュータ・ハードウェア、ならびにその言語によるソフトウェア及び情報機器を利用可能とする権利を有する。

第五部：文化

第41条

1. 全ての言語共同体は、全ての文化的表現に於いて、その言語を使用し、維持し、振興させる権利を有する。
2. 前項の権利の行使は、いかなる共同体の空間も、異なる文化による支配的な占拠に被われることなしに、十分に発展可能とされなければならない。

第42条

全ての言語共同体は、固有の文化領域に於いて、十分に発展する権利を有する。

第43条

全ての言語共同体は、その言語で創造され作品に接する権利を有する。

第44条

全ての言語共同体は、十分な情報流布の手段のため、また外国人への教育あるいは翻訳、再録音、後時録音及び説明字幕の活動を支援するため、文化間の番組に接する権利を有する。

第45条

全ての言語共同体は、その地域固有の言語が、図書館、ビデオ所蔵、映画、演劇、音楽、古文書、民間伝承、文化産業及び文化的な生活に由来する全ての表現のような、文化的表出及びサービスに於いて、優先的地位を得る権利を有する。

第46条

全ての言語共同体は、文献集、芸術的、建築的、歴史的遺産及びその言語による碑文のような有形の表出を含む、言語的文化的遺産を維持する権利を有する。

第六部：社会的経済的領域

第47条

1. 全ての言語共同体は、その地域の中で、全ての社会的経済的活動に於いて、その言語の使用を確立する権利を有する。
2. ある言語共同体のいかなる構成員も、参照文書、参照書籍、取扱説明書、印刷物、書類、ならび

にコンピュータ・ハードウェア、ソフトウェア及び情報機器のような、職業上の活動を遂行する為に必要とされる全ての手段に於いて、その言語が利用可能となる権利を有する。

3. この領域に於ける他の言語の使用は、発達した職業的活動の性質によって、その使用が妥当であると看做された場合に限り、要請される。いかなる場合に於いても、最近その地域に伝わった言語が、その地域固有の言語の使用を隷属化、ないし抑圧することがあってはならない。

第48条

1. 言語共同体固有の地域に於いて、何人も、十分な法的有効性をもって、商品ならびにサービスの売買、銀行業務、保険業務、労働協約のような、あらゆる種類の商行為に於いて、その言語を使用する権利を有する。

2. その私的契約のいかなる条項に於いても、その地域固有の言語の使用を排除し、制限することがあってはならない。

3. 言語共同体固有の地域に於いて、何人も、印刷物、書類、小切手、契約、請求書、領収証、発送書、注文書のような、上述の業務実現に必要な文書を、その言語によって利用可能とする権利を有する。

第49条

言語共同体固有の地域に於いて、何人も、労働組合、協同組合、被雇用者組合、職業組合及び職人組合等、いかなる種類の社会的経済的団体に於いても、その言語を使用する権利を有する。

第50条

1. 全ての言語共同体は、広告、掲示、看板、ならびにその地域全体としての表象に於いて、その言語の優位な地位を得る権利を有する。

2. 言語共同体固有の地域に於いて、何人も、使用説明書、商品表示、内容表示、広告、保証のような、その地域で広く認められる営業企業が提供する製品ならびにサービスについて、その言語での口述ならびに筆記による完全な情報を享受する権利を有する。

3. 人々の安全に係る全ての公共の指示は、少なくともその言語共同体固有の言語で為されなければならない。他の言語によるよりも劣った条件に於いて為されることがあってはならない。

第51条

1. 何人も、会社、営業企業及び私的組織との交渉に於いて、その地域固有の言語を使用する権利を有し、同じ言語で相互に遇され、応対される権利を有する。

2. 何人も、顧客、消費者あるいは使用者として、公共に開かれた団体に於いて、地域固有の言語での口述ならびに筆記による情報を受ける権利を有する。

第52条

何人も、言語教師、翻訳家及び旅行案内人の場合のように、職務に付随する役割によって他の言語の使用を必要とする場合を除いて、その地域固有の言語で、労働あるいは職業的活動を実行する権利を有する。

